

鮎川保育所三者協議会（第1回）会議録

1 日 時

平成 25 年 10 月 19 日（土） 午前 10 時～午前 11 時 30 分

2 場 所

鮎川保育所

3 出席者

- ・ 鮎川保育所保護者
会長 他 16 人
- ・ 社会福祉法人 山善福社会
山本理事長 他 3 人
- ・ 保育幼稚園課
中井課長・小西参事・佐々木係長・村田指導主事

4 案件

（ 市 ） それでは、改めまして、皆さま、おはようございます。

本日は、公・私、何かとお忙しい中、また、天候も悪い中、三者協議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速でございますが、これより、第1回鮎川保育所の三者協議会を開催させていただきたいと思えます。

三者協議会の開催に先立ちまして、改めまして、自己紹介をお願いしたいと思います。

市と法人につきましては、出席者全て、自己紹介させていただき、保護者の方につきましては、代表で、保護者会会長に自己紹介をしていただきますので、よろしくお願いいたします。

（ 市 ） 皆さん、おはようございます。保育幼稚園課長の中井といいます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

保育幼稚園課の民営化担当をさせていただいております、参事の小西です。よろしくお願いいたします。

保育幼稚園課の管理係長をさせていただいております、佐々木と申します。よろしくお願いいたします。

保育幼稚園課の指導係の指導主事をさせていただいております、村田です。よろしくお願いいたします。

(法人) 社会福祉法人山善福社会の理事長並びに豊原学園の園長をさせていただきます、山本と申します。本日は、どうぞ、よろしくお願いいたします。

〇〇学園の幼児主任をさせていただきます、〇〇です。よろしくお願いいたします。

〇〇学園で乳児主任をしております、〇〇です。よろしくお願い致します。

山善福社会の主任をしております、〇〇です。よろしくお願い致します。

(保護者) 鮎川保育所の保護者会会長の〇〇〇です。よろしくお願い致します。

(市) ありがとうございます。

次に、三者協議会を進めるにあたり、司会進行、いわゆる議長役が必要でございます。

これまでは、当時の課長が、進行役を務めさせていただいておりましたので、今回も、保育幼稚園課長が、三者協議会の議長を務めさせていただくことで、よろしいでしょうか。

(保護者) 【異議なし】

(市) それでは、これより、議事進行については、中井保育幼稚園課長にお願い致します。よろしくお願い致します。

(議長) ご指名でございますので、議長を務めさせていただきます。

また、不慣れではございますが、今回の会議が円滑に進むように、皆さまのご協力をいただきながら、進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

着席して、進めさせていただきます。

まず、初めに、資料を配布させていただいているところの1点目、「鮎川保育所における三者協議会設置及び運営に関する基準」について、担当の方から、ご説明させていただきますので、よろしくお願い致します。

(市) それでは、座らせていただきながら、進めさせていただきます。よろしくお願い致します。

今日の配布資料なのですけれども、1つ目に「会議次第」があります。

それと、事前に、全戸配布をさせていただきました、先ほどの「鮎川保育所における三者協議会設置及び運営に関する基準」というものと、それと、「第1回 鮎川保育所三者協議会における保育内容等の確認事項について」というものです。

それと、もう1点、「合同保育（平成26年1月～3月）の実施について」という両面になったものを、事前に、お配りさせていただいている3点と、今の会議次第の部分と、本日、お配りさせていただきました「市立保育所の民営化に伴う移管先法人への引継に係る情報提供について（お願い）」という、同意書が入っているものがあります。

それと、同意書については、今日、議題として上げさせていただいて、月曜日に、全戸配布をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

後ほど、また、ご説明させていただきます。

それと、「三者協議会を行う前に！」ということで、保護者会の方で、まとめていただいたもの。ご尽力いただきまして、ありがとうございます。これを1部、お配りさせていただきました。

よろしいでしょうか。

もし、事前にお配りをさせていただいたものについて、持って来られていない方がいらっしゃったら、予備は、少し、お持ちさせていただいているのですけれども、大丈夫でしょうか。

それでは、「鮎川保育所における三者協議会設置及び運営に関する基準」の資料をご覧いただきながら、ご説明させていただきたいと思えます。

なお、この基準につきましては、民営化基本方針及び実施要領、また、これまでの説明会などにおいて、ご説明させていただいた内容を、基準として、まとめたものでございますので、よろしくお願いいたします。

まず、1ページ、「1 三者協議会の設置」でございますけれども、原則、協定期間の5年間としております。

四角の枠には、民営化基本方針に定めている内容を、参考までに、記載しております。

次に、「2 三者協議会の目的」でございます。

三者協議会は、移管条件の履行状況や保育内容の継続性を確認することとしております。

また、法人の管理・運営事項を除き、保育内容を変更・充実する場合は、三者で協議するとともに、それぞれの適切な役割分担のもと、問題点の改善に努めるということにしております。

管理・運営事項というものにつきましては、もう少し、協議事項の方で、詳しくご説明させていただきます。

次に、2ページの「3 三者協議会の開催」についてでございます。

鮎川保育所における三者協議会につきましては、原則、毎月、第2土曜日の午前10時から午前11時30分とし、この間、三者協議会に参加する保護者のお子さんを保育室で保育することを定めています。

役員会とも重なりますので、役員会の案件が、少し、多い場合、長引く場合もございます。そういうことは、事前に、会長の方からも、お聞きしておりますので、そういうところは、また、日程調整をさせていただいて、時間も変更させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、「4 保育内容の継続性」につきましては、合同保育を通して、適切な引継ぎを行うとともに、引継保育を通して、より確実な引継ぎを行うということを定めております。

また、保育の継続性についての考え方といたしまして、これまでから、ご説明しているとおりでございますけれども、保育内容を変更しないということではない、ということをお記させていただいております。

次に、「5 保育内容の充実」につきましては、地域で求められる保育ニーズを十分に把握して、柔軟に対応することとしております。

ただし、これまでの、保護者の皆さまのご意見を踏まえ、基本的に、協定期間中の、新たな費用負担がないよう、配慮するとともに、少数派の児童が、現状の保育を維持できない可能性がある場合は、保育内容を変更しないこととしております。

しかしながら、子どもたちにとって、良い保育については、費用が発生するもの、発生しないものも考えられますことから、保護者の皆さまと、十分に協議をしまして、課題等についての改善策が講じられるものということになりましたら、保護者の方のご理解を得た上で、実施しても良いではないかというふうにご考えております。

なお、延長保育など、保護者の方の選択によって、提供される保育サービスというものがございます。

それに係る費用負担、例えば、仮に、保護者の就労状況によりまして、延長保育を、仮に、8時までとした場合に、それを利用された場合などにつきましては、その費用負担については、求めることができることとしております。

次に、3ページ「6 三者の役割」につきましては、「(1) 総則」といたしまして、三者が連携・協力して、問題点の改善策を検討するとともに、段階的な保育内容の充実に向けて、協議する場にするということとしております。

三者の、それぞれの役割につきましては、そこに記載しているとおりですけれども、(2)といたしまして、「保護者の皆さまの役割」ということを、明記させていただいております。

これは、三者協議会における協議事項について、保護者の皆さまのご意見・ご提案などをまとめていただくよう、努めていただくとともに、連携・協力して、問題点の改善を図るということにしております。

(3)には、「移管先法人山善福社会の役割」を明記しております。

これは、関係法令でありますとか、移管条件を守っていただくということはもちろんのこと、保護者ニーズの把握に努めていただいて、保育内容の充実を図っていただくこと。

また、連携・協力して、問題点の改善を図ること。

さらに、保育環境の変化については、できるだけ早期に、三者協議会において協議し、説明責任を果たすこととしております。

(4)には、「市の役割」ということで、明記しております。

これは、三者協議会の円滑な運営に最大限努力するとともに、三者との連携・調整、会議の進行、会議録の作成のほか、連携・協力して、問題点の改善を図ること。

さらには、保護者からの質疑等について、誠実かつ的確に回答して、しっかりと説明責任を果たすこととしております。

次に、「7 協議事項」でございます。

基本方針の実施要領にも定めておりますが、三者協議会における協議事項の範囲を定めております。

これは、法人の管理・運営に関する事項、先ほど、お伝えした分ですけれども、いわゆる、法人の人事でありますとか、給食物資搬入業者の選定、さらには、保育室のカーテンや調味料の変更など、保育環境に著しく影響を及ぼすものではない事項は、協議すべきでないこととしております。

これにつきましては、実施要領にも記載させていただいている内容でございます。

ただし、協議事項とはいたしませんけれども、説明責任がなくなる訳ではありませんので、もし、何か変更がある場合は、十分に説

明していただくということになります。

また、協議事項ではございませんけれども、変更した内容が、子どもたちの保育環境に影響が出た場合については、協議の対象として、三者が連携・協力して、改善策を検討するという事としております。

最後に、4ページの、「8 その他の留意事項」といたしまして、民営化後（平成26年4月）に入園されることとなった児童についての、新たな費用負担などの考え方を、ここで整理しております。

また、協定期間終了後の変化を考慮いたしまして、できる限り、今後、発生するであろう費用負担について例示し、十分に説明することとしております。

最後に、保育内容について、保護者負担に配慮しつつ、徐々に変更していく努力も必要であるということをお記しております。

一定、この中で、3行目ですね、「新たな費用負担や制服の導入などはありません（保護者の同意を得た場合を除く。）が、」ということで、一部、こういう部分については、削除してはどうかというご意見をいただいております。

ここにつきましては、従前から、ご説明をさせていただいておりますので、全ての方の、保護者の同意が得られるのであれば、少し、変更可能という形にしておりますので、もちろん、鮎川保育所の保護者の考え方は、十分認識しております。

少数派の方が、保育の継続ができない場合については、変更しないということは、お伺いしておりますので、そこは、十分に守りながら、こういう項目も、少し、残していただいて、今後、そういう充実でありますとか、そういうところに、全ての保護者の方の同意を得た場合は、こういうこともできますよということだけは、明記をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解の方、よろしくお願ひしたいと思います。

（保護者） これが、申し訳ないのですが、保護者会の同意って書いていたのだったら、別に問題ないと思うのですが、保護者の同意って書いてあることに、問題があると思うのです。

それも、平成26年4月以降に入園することになった児童の保護者の同意なので、在園児のことは、ここには書かれていないので、それだったら、保護者ではなく、保護者会の同意って書くべきではないですか。

保護者の同意ですか。保護者会の同意ですか。

- (市) 全ての保護者という意味なのですけど。
- (保護者) これ、どう見ても、平成 26 年 4 月以降の入園児に対してしか、書いてないじゃないですか。
- (市) 入園することとなった児童については、当該保育園の全ての児童との整合性に配慮するということがあるので、民営化後に入ってきた方については、仮に、5 年間、何も変更がなかったとしても、5 年後には必ず、民間園として運営されますので、その 5 年後に、保護者徴収金が、少しでも、何か変わった場合の。
- (保護者) でも、それは、保護者会でしょ、やっぱり。
- (市) 保護者会にした方がいいですか。
全ての保護者ではないですか。
- (保護者) ここまでは、新たな制服の導入はありません。
ただ、こう見る限りは、平成 26 年 4 月以降の保護者だけに対してというふうに、読み取れなくもない。
- (市) そしたら、1 度、検討させていただいて、保護者会会長と調整させていただくということで、よろしいでしょうか。
- (保護者) それやったら、「保護者会」と入れてほしいですけど。
- (市) 分かりました。
そういうことで、よろしいでしょうか。
以上が、「三者協議会の設置及び運営に関する基準」でございます。
- (議長) 今、一定、事務局の方から、説明をさせていただきました。
この基準については、既に、民営化基本方針であったりとか、実施要領、それから、何度か、開催させていただいた説明会などにおいて、こちらの方から、調整させていただいた、もしくは、発言した内容を取りまとめたものになります。
一定、8 番の項目、保護者の同意というところで、保護者会の同意とすべきではないかというご提案もいただいております。
この件については、一旦、持ち帰りをさせていただいて、会長の方と、調整をさせていただきながら、適切な表現に変えていきたいというふうに思っています。
その他の部分で、何か、今、ご説明させていただいたところで、質問とか、この意味は、どういう意味だということがありましたら、この機会に、ご質問をいただきたいと思っております。
よろしいでしょうか。
- (保護者) 【特に、意見なし】
- (市) そうしましたら、一旦、この部分については、原則、この基準を

基に、これから、三者協議会を進めさせていただくということにさせていただきますたいと思います。

それでは、原則の部分が決まりましたので、早速、本日の案件の方に入らせていただきたいと思います。

まず、1点目の案件でございます「移管先法人への引継に係る情報提供（同意書の提出）について」でございます。

これも、事務局の方から、ご説明をさせていただきたいと思いません。

(市) それでは、「市立保育所の民営化に伴う移管先法人への引継に係る情報提供について（お願い）」というものがございます。

そちらをご覧くださいながら、進めさせていただきたいと思いません。

保育所では、入所している子どもたちに関しまして、保育の実施に必要な、色々な情報を持っております。

具体的には、お手元に配布しております「情報提供について（お願い）」の「1 引継書類」というところに記載しておりますとおり、保育に関すること、保健に関すること、健康に関することなどの書類がございます。

個人の情報に関しましては、茨木市の個人情報保護条例に規定がございまして、本人の同意があるときは、外部提供できるということになっております。

したがって、今回、保護者の皆さまから、同意をいただきまして、円滑に保育の引き継ぎを行うために、「社会福祉法人 山善福祉会」に情報提供することを、保護者の皆さまに、お願いするものでございます。

また、引き継ぎ書類につきましては、鮎川保育所が、児童を保育するに当たって、必要と思われる情報を、保護者の皆さまからいただいております。

既に、連絡カードでありますとか、そういうものをいただいております。

保護者の皆さまからいただいた児童の情報については、「このようなものです」というものを、お見せすることが可能です。

保育所内において、その保育の実施に必要な書類を作成したもの、鮎川保育所側で作成したものについては、保護者の方が、見せていただきたいということになりますと、原則、条例に基づいた、情報開示の手続きというものが必要になってきます。

前の説明会のときに、少し、言っていただいたら、こういう内容ですということをお話させていただくことができますということをお伝えしております。

それにつきましては、何も記載されていない様式がございますので、その様式をお見せさせていただいて、どういう内容を記載しているかということは、保護者の方に、口頭でご説明させていただくことができますけれども、例えば、原本のコピーでありますとか、現物そのものを見せて下さいということになりますと、大変、恐れ入りますけれども、申請書を、本当は、人権・男女共生課に提出していただくことにはなりますが、ここに様式を置かせていただいて、保育幼稚園課の方に提出をしていただくことにはなりますので、それを提出していただいて、保育幼稚園課の方から、人権・男女共生課の方に出させていただきます、その書類を開示する場合は、大変、恐れ入りますけれども、市役所の方に、その開示ということで、書類を取りに来ていただくということが必要になってきますので、よろしくお願いいたします。

なお、個人情報につきましては、慎重に取扱いいたしますので、何卒、同意書のご協力を、よろしくお願いいたしますと思います。

先ほども、少し、ご説明させていただきましたけれども、月曜日、火曜日頃になるかも知れませんが、全戸配布をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(議 長) ただ今、一定のご説明をさせていただきました。

この情報提供につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたら、承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(市) 個人情報というのが、どういうものがあるかというのが、様式類をここに持ってきていますので、今、会議を進めながら見ていただくような形をお願いしたいと思います。

こういうものがあるということを見ていただけたらと思います。

(議 長) 今、お返しさせていただいていますので、一定、お目通しいただきまして、会議の途中でも結構ですし、会議終了後、直接、お問い合わせいただいても結構です。またそれ以降でも。

(市) もし、何かあれば、直接、私の方までご連絡いただいても結構ですし、私のメールアドレスは、会長がご存じですので、会長にお聞きしていただけたらと思います。

(保護者) じゃあ、全世帯に周知してもいいですか。

(市) はい、大丈夫です。よろしくお願いいたします。

(議長) では、一定見ていただきながら、会議の方は進めさせていただきたいと思います。

この同意書につきましては、円滑な保育運営、これを継続するものでございますので、ご理解とご協力の方、賜わりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の、案件(2)でございます。

「特別保育(延長保育、低学年受入、一時預かり、病後児保育)について」ご説明をさせていただきます。

これは、先般、行われました、民営化に伴う移管先法人の説明会におきましても、法人の方から、ご説明ございましたけれども、この三者協議会におきまして、改めて、ご説明をしていただき、会議録の方に留めていきたいというふうな趣旨で、案件としているものでございます。

それでは、山本理事長の方から、ご説明を賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(法人) 改めまして、よろしくお願いいたします。

特別保育につきましては、後の、保育内容の確認事項についても、出てくると思うのですが、先般、9月の終わりに、お話しをさせていただきましたときに、まず、私ども、特別保育につきましては、「山水学園」が非常に手狭なために、どうしても、一時保育や一時預かりなどが、場所的に出来ないということもありまして、3園の中で、「豊原学園」が一時保育を実施したり、「おとのは学園」で病後児保育をやったり、また、「豊原学園」で夜9時までの保育をやったり、休日保育というものを、茨木市で、私どもだけがさせていただいたりということで、今まで、3園の体制の中で、特別保育というものをやっている中で、その大多数を、最後に建てた「豊原学園」でやっているというのが現状でございます。

そんな中で、この鮎川保育所におきましても、特別保育の需要等について、当然、ニーズの調査をさせていただく訳でございますけれども、まず、第一段階の大前提として、今ある、現状の引継保育を、しっかりさせていただく。それが、まず一番だと思っております。

そして、その後において、どういうニーズがあるのかということ、を、しっかり把握させていただいて、その上で、検討してまいりたいというような順序で考えておるところでございます。

もし、色々、特別保育についての要望、また、ニーズ等ありまし

たら、まず、引き継ぎをしっかりとさせていただく中で、ニーズ調査をさせていただいて、取り組みをできることについては、させていただきたいと思いますし、費用負担についても、例えば、延長保育なんかは19時半が20時までとか、20時がいいのか、20時半がいいのか、色々、そのところはありますが、実際、ここでも、どういう場所でやっていたり、あまりにも、「豊原学園」の場合は、21時までやっているの、19時過ぎましたら、夕食を出したりというところもありますし、そこも、しっかり、ニーズと体制というものを踏まえて、考えさせていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

(議長) はい。ありがとうございました。

まずは、しっかりと、現状の保育を引き継いだ上で、それぞれ保護者の方のニーズをくみ取って、それも、十分調整を図りながら、進めていきたいという趣旨のご説明だったというふうに思います。

また、先ほどの「三者協議会の基準」の「5 保育内容の充実」以降に定めている基準を、十分に踏まえていただいて、ご検討いただけるというふうに理解をしています。

今のご説明の中で、ご質問等ございましたら、承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(保護者) 今、ニーズ調査をするということなので、とりあえずは、5年間の協定期間の間にも、この特別保育が行われる可能性はあるのでしょうか。

(法人) ですから、とりあえず、初年度は、行事等につきましても、きちっと引き継ぎをさせていただいて、子どもに、急激な変化がないということをお大前提に、まず、させていただく中で、本当に、これだったら、しっかり保育をやっただけという、保護者の方々のそういうものも、当然、ご意見を賜る中で、色々、そういうニーズがあれば、聞かせていただいて、体制が整い次第、考慮はさせていただきたいと思っています。

特別保育というのは、私たちが捉えている、休日保育、一時預かり、延長保育、低年齢児であったりとか、それぞれみんな、今で言うところの、そういう名前が付いていますけれども、やっぱり、元々は、どこかしらで、そういう制度ができる前に、取り組んでいたことが、それが制度になってきたと思うのですね。

ですから、何も、特別保育という名の下に、例えば、こういう、延長、病後児、休日、一時とかいうことではなしに、色々、それ以

外にも、鮎川は鮎川の、何かニーズなりというのが、あると思うのです。

(保護者) とりあえず、一時預かりをするにあたり、部屋の確保がいるじゃないですか。

その一時預かりは、どこの部屋を使用して、実施しようと思っていますか。

(法人) ですから、一時預かりについても、実施しようとしたら、部屋がある部分とかは、もうちょっと、検討させていただきたい。

(保護者) そうですね。

でも、5年以内にやろうと思っているならば、一時預かりを、どこで実施しようと思って、言っておられるのかなと思って。

(法人) 特別保育の中で、一時預かりを主にしているということではなしに、結局、一時預かりの、今の位置付けというのは、待機児童がいるために、その児童が入所できない部分で、週3日とかいう定義付けである訳でして、例えば、鮎川の場合は、120人の定員で、130人ちょっとと、定員の弾力化を使って入っていますので、一杯いっぱい状況で、逆に、待機児童のために、一時預かりをするというのは、ちょっと、鮎川にはそぐわないと思うのですね。

逆に、鮎川でといいましたら、延長保育の、例えば、19時半が、ニーズがあれば、20時に延長したり、20時15分までになったりとか、そういうのがあるのかなというところとか、あと、低年齢児の受け入れであったり。

(保護者) 一時預かりについては、まだ、考えていないということですか。

部屋がないのに、どうして、一時預かりをしようと、どこの部屋を。

(市) すいません、まずは、ご理解いただきたいのは、法人としては、現状の保育を引継いでいただくということが基本になります。

(保護者) それは、5年の間になってくるでしょ。

(市) 5年の間に、保護者のニーズがあれば、検討させていただくということです。

(保護者) 一時預かりは、外部じゃないですか。

(市) 基本は、ご説明いただいたように、待機児童がこれだけ多い状況で、今、定員の弾力化もやっております。

ですので、一時預かりができるかどうかという、そういうところは十分検討が必要ですので、そこは、もし、そういう地域のニーズがあって、ただ、現状の保育を、一番大事にさせていただけると思

ますから、そこができないということになれば、もちろん、ちょっと、導入は断念していただくという形になりますし。

(保護者) だから、ホールを使いたいと思っているのか、各クラスに一時預かりの子を入れようとしているのか、どうなのですかって聞いているのです。

(法人) 今のところは、一時預かりは。

(保護者) 今のところじゃなくて、5年間の間に。そこだけですわ。

ホールを使って実施しようとしているのか、部屋に入れようとしているのか、どっちかだけを教えてもらいたい。

(法人) 児童の数も、今の推移でいったら、一時預かりはできないと思います。

(保護者) できないですね。

(法人) はい、できません。

(保護者) 分かりました。

低学年受入も、ニーズがあれば、実施しようと思っているけれども、それならば、部屋はどこを使って実施しようと思っているのですか。

(法人) できれば、これは、ホールになるかなと思うのです。

(保護者) ホールを使って、学校から帰ってきた子を。

(法人) はい、引き継いで、卒園していく子どもたちですね。

(保護者) これも、5年以内にやるかも知れないですね。

病後児保育は、どこを使って。

というか、病後児保育とは。

(法人) 病後児は、これは無理です。

役所から、許可がでないです。

(次世代育成支援行動計画に、病後児保育の目標量(2か所)を定めており、現段階では、その目標を達成しているため)

(保護者) 分かりました。

(議長) 今、色々と、ご意見をいただきました。

一旦、この議案については、終了させていただくことで、よろしいでしょうか。

(市) あと、すいません、必ず、そういう実施の時については、もちろん、保護者の方にご意見を伺いながら、実施できるかどうかも含めまして、こういう三者協議会の中で、させていただきたいと思いますので、もし、仮に、そういうニーズがあって、そういうことをしたい、でも、今みたいな形になると思います。こういうことができ

るのか、もちろん、説明責任は果たしていただくという形になりますので、その辺は、しっかりと、市も法人と連携しながら、保護者の方とも連携をさせていただきながら、実施をさせていただきたいと思っております。

もし、実施できない場合は、もちろん、断念ということもあり得ますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(議 長) それでは、この案件については、一旦、終了させていただきます。

また、この会議中に、もし、「さっきのところ、こういうことを聞き忘れてるな」ということがございましたら、最後に、また、お伺ひさせていただきたいと思ひますので、その時に、ご発言いただいても結構です。

また、改めて、担当の方に、日にちを変えてでも、ご質問いただいても、それは、もちろん、結構でございます。

次の、3番目の案件に入らせていただきます。

次は、「(3) 主食費について」ということでございます。

一定、移管先法人が決定した時に、説明会を持たせていただきまして、その中でも、様々な、主食費 1,000 円というところのご意見を承ったところでございます。

その中で、一定、整理をさせていただきまして、原則として、主食費 1,000 円を継続・維持していくという趣旨の、法人のご発言がございました。

これは、皆さんと、共通理解をしているところだと思ひます。

ただ、法人といたしましては、これまでに、食育に関する取組をやられておりますので、そういう想いの部分で、費用負担を発生せず取組ができるもの、そういったものがあれば、積極的に提案をしていきたいという旨のご回答もいただいておりますので、そういう方向で進めさせていただいても、よろしいでしょうか。

(法 人) 結構でございます。

(保護者) それでは、主食費 1,000 円は、5年間は、とりあえず、引き継いでいただけるということで。

(法 人) はい、そうです。

(保護者) 分かりました。

(議 長) 主食費のところ、何か、ご質問ございましたら、よろしいでしょうか。

(保護者) 【異議なし。】

(議 長) それでは、次に進めさせていただきます。

案件の「(4) 建物改修について」でございます。

これも、前回の説明会の時にも、一定のご説明はさせていただいておりますけれども、「門扉の塗装や壁紙の張替えなど、事前に保護者の方にも情報提供してほしい」ということに対して、法人の方では、「子どもにとって、必要であるかどうかということが一番である。法人の独りよがりでの改装などを行うことはない」ということで、回答をいただいているところです。

また、改修なり、何らかの修繕等を行う場合については、十分周知をしていただいて、させていただくという旨のご発言をいただいております。

今回、その時に、ご説明させていただいたとおりでございますけれども、この場で、案件に取り上げることで、会議録にも残していきたいという趣旨で、今回、案件に上げさせていただいております。

この部分について、何か、ご質問等、改めて、ございましたら、承ります。

(保護者) 500万円の使途について、説明していただきたいというふうに言ったのですが、それについても、説明していただけますか。

(法人) まず、500万円の経費については、民営化の初年度の施設改修ということで、補助項目になっているのですが、本当に、建物の中で、また、設備の部分であったり、また、給食室であったり、また、子どもたちが、実際、使用している保育用品であったり、備品であったりというものにつきましては、実際のところ、まだ、ちょっと、把握をし兼ねているところがありますので、一番、何を優先するのかということにつきましては、当然、建物も、設備も、保育用品も、備品も、厨房も、厨房の什器^{じゅうき}もという部分の中で、必要な施設の整備というものも順序立てて、検討させていただけたらと思いますし、それについては、皆さま方に、周知も報告も、また、お話をさせていただきたいと思います。

(議長) その他に、何か、ございませんでしょうか。

(保護者) 申し訳ないのですが、説明会の時に、おっしゃっていたことで、ちょっと、いくつか気になる部分があるので、聞いてもよろしいですか。

(法人) どうぞ。

(保護者) まず、鮎川保育所が築40年経っているのは、手を挙げた時点で、ご存じだったと思うのです。

それに手を挙げて、自分のところが選考された場合、保育士にお金がかかることも知っておられたと思うのですが、その説明会の時に、築40年で、建物には価値がなく、建替えなければいけない。

それには、最大3億5,000万円もの費用がかかる、建替のことを言っておられましたが、建替えを考えているのですか。

(法人) ですから、まず、ここが40年というのも、私ども、「茨木山水学園」も、同じ40年なのです。

そこは、現在、建替えをしまして、来年の2月には、新しく移転するのですけれども、今、役所の方にも言っているのは、ここも、当然、耐震診断を受けて、OKと聞いているのです。

ですから、当然、耐震が大丈夫か、それと、建物には寿命というのがありますし、設備も、当然、ありますので、そこらの図面等につきましても、いただきたいということも、役所の方に申し出ています。

ですから、建物については、本体、設備、備品とかも、きちんと計画を立てて、今すぐ建替えるとかではなしに、10年か20年かというのは、これから先のことなのですけれども、ただ、現状、この鮎川保育所を維持していこうと思えば、当然、設備についても、例えば、ここにある水道でも、水道管が破裂したり、老朽化したりとか、やっぱり、耐用年数が、結構、過ぎているものもあるので、そこは、きちんと調査をして、ただ、すぐに建替とか、5年、10年では、多分、無理だと思うのですけれども。

(保護者) そうですね。

建替えるにあたって、やっぱり、保護者からの徴収金がなければ、建替えられない訳じゃないですか。

(法人) いや、徴収金は取れないですし、いたどころとも、全然、思っていないです。

(保護者) だから、何を言い出したと思って。

2億5,000万円かかるのですとか、だから、何ってなるでしょう。

(法人) そういうことではなしに、当然、鮎川保育所を引き継ぐ以上は、いずれ、再建築をしないとイケないので。

(保護者) それ、別に、説明会で言うことでも、何でもないと思うのでね。かなり、それで、不信感がでますよね。

何、金の話を言いだしたけどみたいな。

(法人) だから、何か、保護者徴収を増やすとか、寄付金をもらうとか、そういうことでは、全然、ございません。

(市) これまでから、私立の新しい建設であるとか、色々な法人にご協力いただいております。

そういうところについては、保護者から徴収して、建設したということは無いです。

必ず、国、府、市の補助金と、法人の持っておられる資産の中からやっていただくということになっておりますので、よろしく願いしたいと思います。

(法 人) ただ、建替えといっても、5年、10年先の中で、また、建替えるにしても、当該地のところで、建替える場所がないので、現実的には、今の、この建物を、しっかりメンテナンスをして、活かすということが一番だと思います。

(保護者) 言ってほしくなかったなと思ってね。

保育士確保するのもお金がかかるのです。だから何って。

それだったら、応募されなかったらってなりますよね。

(法 人) そういう意味ではございませんので。

(保護者) はい。すみません。

あと、お米の話をしている時に、少数派がいなくなれば、主食費の値上げをしたいと。

少数派がいなくなればって、山善さんは、きっと、シングルで働いている人とか、生活保護で働いている人とか、3園とも、結構、高い徴収金があるので、入れないですよ。

それでも、やっぱり、公立は、シングルであったりとか、生活保護であったりとか、そういう人でも入りやすいというのが公立保育所なので、なんか、ちょっと、どうなのでしょう。

(法 人) 徴収金については、「豊原」なんかは、制服もない。

(保護者) 制服はないけど、体操服はありますよね。スモックもありますよね。

(法 人) 体操服とスモックくらいで、あとは、事業費なんかもいただいでいないですし。

(保護者) 体操服がなくても、困らないし、私服で、全然、いけているので。

(市) 例えば、食育の関係で、泥んこ遊びが、もし、仮に、OKになったとします。

そういう時に、私服の場合ですと、泥んこ遊びなんかすると、汚れますよね。

自然に戯れるということで、ただ、鮎川に、すぐ導入ということではないです。

ただ、これまでやってこられたという、食育の関係で、そういうことがあります。

そういう時に、体操服なんかがあった方がいいねということになれば、もちろん、そういうふうにもなりますし。

(保護者) 体操服、上下で3,780円です。

それで、私服だったら、西松屋で、300円で売っていますよね。

いくら汚れても、上下で600円と3,780円、全然違いますよね。

(市) 保護者の方が、そういう形でいいですよということであれば、それで、全然、大丈夫だと思いますし。

(保護者) 泥んこ遊びだって、ここに泥んこを持ってくる訳にはいけないので、そんなことをしたら、排水溝が詰まってしまうから、「おとのは」に行かざるを得ないじゃないですか。

(法人) ですから、別に、鮎川で体操服を導入するとか、そんなことは思っていないです。

(保護者) でも、制服のことも言っておられましたよね。

制服を卒園児からもらっておいて、譲ってもらって、無償で渡したりしていますよって。

(法人) そういうのが、あるところについては。

(保護者) それも、保育内容説明会では、いらなかったのではないのかな。制服もいれようとしているのですかと思って。

(法人) それは、全然、考えておりません。

(保護者) 今後の、保育内容についての説明をしてもらいたかったのに、制服のことも言っておられたし。

あと、教材費についても、減免していますよとおっしゃっていましたが、その減免も、公立のやり方でやれば、毎年、最低1,000円ずつを、ちょっとずつ買って行って、年中さん、年長さんで、マックス3,800円になるので、減免しなくたって。

減免してもらうことで、すごい、負い目を感じるじゃないですか。減免してもらっているっていうのが、やっぱり。

だから、公立の教材費を、そのまま導入してもらえれば、減免してもらわなくたって、負い目を感じずにいけると思うので。

(法人) ですから、鮎川保育所で使っているものについては、そのまま使っていくということで、それは、いかせていただこうと思っていますし、どうしても、別に、今あるものを購入してくださいとは思ってないです。

ただ、私立の保育園で、私ども3園は、一律、同じようなことを

やっていないのです。

やっぱり、みんな、担うものがあるって、また、いわゆる、英語ひとつの導入にしても、元々のきっかけがあったり、何故そういうことを継続しているかという意味が、全部、あつてのことなのですけども、ただ、費用負担を、園独自で取る分については、それは、園の押し付けになったり、一方的なことになったら、それは困るので、保護者の方々に、例えば、金銭に係ることについては、仕事で求職されたり、経済的に事情がおありの場合は、園の判断で、減免の措置をさせていただいていますよと、そういう言い方だけのことで、別段、減免するからやってくれということではなしに、私ども独自でやっている分については、私どもの押し付けになっては駄目なので、そういう制度は、両輪でさせていただいていますよということ言いたかっただけです。

誤解があれば、そこのところだけは、よろしくをお願いします。

別に、何かしたいということではなしに、ただ、食事のことについても、出来ることはしていきたいなと思っています。費用なく。

ですから、そこは、やりながら「おとのは」も近いですから、使える分は、相互利用させていただくとか、そういうことは、させていただきたいと思っていますので。

とりあえず、子どもたちが、新しいことに、どういうふう挑戦して、どういうふうな発見があるのかを見たいと思いますから、できることはさせていただきます。

(保護者) あと、すみません、園長候補さんは、いつになったら決まりますか。

(法人) 一応、今、両主任は辞令を出しましたので、2人は決定をさせていただいて、あと、先般、こちらの臨職さんも説明会をさせていただいて、一応、10月末位を目途に、応募の状況が把握できて、今、私どもで、2・3、揺れ動いています。

誰にしようかということで。

ですから、できましたら、11月中位には、決定させていただきたいと思いますし、本当に、3人位いまして、悩んでいるところが、法人内でも、ありまして、ですから、11月中。

(保護者) 申し訳ないですけど、議案にいくにあたって、やっぱり、園長先生がどんな人であつて、園長先生がどういうふう考えているのかという話し合いもあるので、議案に、園長候補がいないと、はっきり言って、私は、議案にはいきたくないのですね。

(法 人) でも、今、私自身も、また、太田主任も踏まえて、今まで、ずっとお話ししていること、聞いている内容につきましては、私自身も、全て理解できていますので。

(保護者) それで、1年間鮎川にいて、こう言っていたよと、1年間でも、山本先生は、鮎川にいる訳ではないじゃないですか。

1回だけ、口頭で言っただけで、引き継ぎましたよというのは、それは、間違っていると思うので、それだったら、1年間ずっと、いてくれるのだったら、全然、問題ないと思います。

いないでしょ、でも。

(法 人) しょっちゅう来ます。

(保護者) 毎日いなかったら、意味がないので、それだったら、山本先生ではなく、園長候補を連れてきていただいて、一緒に話を聞いてもらいたいので、とりあえず、園長候補を11月9日には、連れてきてもらって、それからの議案になると思うのですよ。

じゃなかったら、どう考えているのか、どういう人なのか、全然分からないしね。

はっきり言って、議案に入りたくないのです。

(法 人) いかせてください。

(保護者) 連れてきてもらわないと。

とりあえず、11月9日ですね。11月末は厳しいです。

それだったら、候補の3人、その人が、3月まで、ずっと来てくれるのだったら、全然、構いませんよ。3人来てください。

(法 人) ちょっと、考えさせてください。

(保護者) いや、駄目です。

議案に入らないから、いいですよ、来月なので。

(市) 今、お2人、先生が来ていただいているということもありますし。

(保護者) 関係ができていないのに、園長に、言えないでしょ。

急に、初めて会った人なのに、4月から、こう言っていましたよとか言えますか。

(市) 理事長が伝えていただけると思いますし、多分、今の、保護者の方の想いというのは、保護者の想いを伝えたいというのが、一番大きいと思います。

その、園長候補になられる方に、どうしても聞いていただきたいという想いがある、今、言っておられるのが、実情です。

園長から、何か、保育観を聞かせてくださいというのは、理事長と同じで、やっぱり、そこは、継続していきますということなので、

園長が誰であったとしても、保育観というのは、なかなか語れないというところはあると思います。

継続するというのが、まず、前提でありますから。

ですので、保護者の言っておられる想いは分かりますので、そこは、十分に、今も、認識していただいていると思いますので。

(保護者) ただ、何故、3園ともカラーが違うのかというのは、多分、各園長さんの、やりたい保育をやってもいいですよという、園長先生の意見を尊重したから、カラーが違うと思うのですよ。マニュアルではなく。

(法人) 少し、それも、違うと思いますけど。

(市) もし、そこがそうだとした場合、この保育というのは、まず、継続が先にあります。

ここが、もし、保護者の方が、法人の考える保育をやってくださいという同意があったとします。

そういうことだと、園長先生の保育観というものを語っていただかないと、やっぱり保護者の方も不安だと思います。

(保護者) でも、すり合わせができないじゃないですか。

園長候補がないのに。

(市) ですから、想いは、必ず、法人ですので、組織として。

(保護者) 文章を見て、気持ちを汲み取れって言っているのですよ。

(市) 気持ちを伝えたいというのも、分かりますので。

(保護者) 伝える人によって、伝わり方も違うので、とりあえず、連れてきてほしい。

(法人) ですから、できるだけ早いこと、ただ、難しいのですよ、実際。

(保護者) だから、3人とも連れてきてよ。

(市) そういう努力もしていただくように、お願いはしておりますので。

(法人) 想いは分かっていますので。

(議長) 身近に、一番接する園長先生、トップの方ということになりますので、保護者の方がご心配されるのも、ごもつともだなと思います。

ただ、法人の方でも、ここをしっかりと引き継いでいただく上では、人選をしっかりと、それ相応の人を連れてきてもらわないと、市としても困りますので、ある意味、その辺では、人選に迷われているというのも、理解できる場所なのです。

そこは、保護者の方とのすり合わせもございますので、できるだけ早い時期に、お示しいただけるように、法人には、ご努力いただいて、また、11月9日の日に、3人の方、それまでに選ばれていた

らいいですし、選ばれてなかったら、候補者として考えている方が、ここに来ていただけたら、一番ベストかなと思いますので、その辺は、ご尽力をお願いできればと思います。

(法人) 本当に、異動するのに、今、人選をしまして、色々動かしていったら、無限大に広がりまして。

(保護者) 主任を抜いてしまいますもんね。

(法人) 主任の下も、当然、育っていますから、それとか、あと、0歳に、どういう者がいいとか、本当に、今、規定では、4年以上とかになっていますけど、結構、長い先生が多いので、色々、人選しています。

ですから、決してない訳ではないので、ちょっと、本当に、ここだけの内輪ですけども、新しく鮎川保育所を引き継ぐことになったら、臨職の方にも、残っていただける方には、残っていただきたいですし、新卒採用も、取らせていただく中で、新卒をこちらに充てるということではなしに、新卒を採って、それを既存の園に振り分けて、できるだけ中堅を、こちらにもってきたいというのがありますので、ですから、本当に、色々、今。

(保護者) 梅花から連れてこられるのですか。

梅花の講師をしておられますよね。

(法人) 梅花も、ですから、色々、採用を考えています。

でも、新人をこちらに充てるというよりも、新人は、3園に振り分けて、やっぱり、中堅を出来るだけ配置するということが、第一義かなと思いますので。

ですから、今、まさしく、そこを積み上げていますので、もう少しお時間いただけたら、きちんと。

(保護者) いや、待てない。

(法人) どちらにしても、候補で出す者は、きっちり、推しも推されぬ者でございますので、私自身も、信頼していますから。

(保護者) 10月末に、応募状況が分かるって、臨職さんの。

臨職さんには、この前、説明会はありましたけど、応募するにあたって、何か、紙を出してもらおうとか、あるのですか。

(法人) 具体的に、求人活動をして、色々、内諾もちらほら、ただ、結果をきちんと発表させてもらうものについては、10月末で、できれば、どうしても、臨職さんで、働いていただける方については、働いてもらい、そこはそこで、シフトをきちんと決めてあげて、当然、働きたい曜日とか、時間とかもありますので、それ以外の部分で、や

っぱり、配置しないとイケませんので、順番としては、臨職さんの回答を待って。

(保護者) 遅いですよね。

だって、8月には、もう決まっていたのにね。

(法人) そうじゃなくて、ここの臨職さんの配置を決めてあげて、そこから、補完してあげた方が、いいと思いますので。

(市) 引き続きの、子どもの環境に対して、保護者の方も、知っておられる先生方がいらっしゃると、安心感が高まるということで、この臨時職員を対象に、雇用の説明会というものを、今回、法人のご協力もいただいて、開催をさせていただいております。

その応募状況というのは、まだ、詳しくは、把握はしていないのですけれども、そこは適切に、法人の方で、今回、試験ということで、面接のみということで、ご了解をいただいて、今の臨時職員が、ご相談に行かれているという状況になっているかなと思います。

市の方としては、臨時職員が、そのまま、法人の方に、履歴書を持って、申込をしていただくという想定をしておたのですけれども、法人の方が、少し、ご配慮いただきまして、もし、良ければということで、履歴書でありますとか、返信用封筒、それと、ご案内という形で、少し、部数を作ってくださいまして、臨時職員の方に、お渡しをしていただいたというのが、現状でございます。

(保護者) いつ渡したのですか。

(市) 全戸配布をさせていただいた時、木曜日に、お渡ししています。

(保護者) 臨職さんは、知らないって言っていましたよ。

(市) 多分、まだ、読んでいないと思います。

(市) そういうご配慮もさせていただいておりますので、よろしく願います。

(市) また、周知します。

ちょっと、部数が、あと2部しかないらしくて。

(法人) そうですか。ありがとうございます。

手応えを感じております。

(議長) 他に、ございませんでしょうか。

次に進めさせていただいて、よろしいでしょうか。

そうしましたら、次の案件に進めさせていただきたいと思うのですけれども、時間が11時を回っております。

本日の案件としましては、あと(5)、(6)となっております。

本日、ご議論いただいて、途中になるかも知れません。

その場合については、次回、11月9日の日をご用意させていただいておりますので、そこで、また、引き続き議論していきたいということで、ご了解を賜った上で、進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、早速、次の案件に移らせていただきたいと思います。

次は、案件「(5) 三者協議会を行う前に」ということで、保護者会の方からいただいているペーパーを基に、議論させていただきたいと思っております。

小項目で、10項目ほどございます。これらについて、一定、法人の方から、ご回答いただく訳でございますけれども、先ほども、ご発言ございましたが、元々、民営化でございますので、現行の公立保育所の部分を、しっかりと引き継いでいただいた上で、さらに、保護者ニーズとして、出てくるものについては、十分協議をして、進めさせていただくということが、前提ということになりますので、そういうことも含めて、合わせて、ご説明をいただけたらと思っておりますので、山本理事長の方から、よろしくお願いいたします。

(法人) まず、大きな1の 、 、 につきましては、基本的に、新たな費用負担に関することであると考えております。

先ほど、特別保育や主食費の案件において、ご説明させていただいたとおり、原則、協定期間中は、新たな費用負担が発生しないよう、継続性に配慮したいと思っております。

(保護者) の延長保育なのですが、これは、とりあえず、19時までしか書いていませんが、もし、仮に、19時以降にお迎えに来られた場合も、1回300円でいいですか。

(法人) 今は、どうしているのですか。

(市) 今は、1分、5分とか過ぎても、何もないのですけど、基本は、これまでの三者協議でも、ご説明させていただいたのですけれども、7時～19時までの開所時間というルールがあります。

そのルールを守っていただくというのは、やっぱり、保護者の方の責務だというふうに考えております。

どうしても、お迎えに来る時に、電車が遅れましたとか、特別な事情がある場合は、お電話していただくことによって、その辺は、ある程度、配慮はしていただけると思うのですけれども、ただ、何もなく、電話もなく、どんな理由もなく、過ぎました、だから、そのままというのは、基本的には、良くないですねということ、これまでの三者協議でも、説明させていただきました。

私立では、よく、その時間を過ぎると、ペナルティーということで、この料金体系に定められている以外の、例えば、「1分でも過ぎたら500円ですよ」というペナルティーを作られているところもあります。

そういうところというのは、本来、開所時間というのは、7時～19時というルールが決まっているので、これ以外の時間については、基本的には、法人が決めていただく部分だと考えております。

例えば、延長保育についても、今は、19時までですけど、そういうニーズがあって、19時半までとか、20時まで延長しましょうということになれば、その延長部分については、本来、法人が決めていただく部分になります。

何故かという、保護者の方が、選択していただくサービスになりますので、その設定というのは、法人独自のものということになります。

それが、基本のルールというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

(保護者) 今のところは、19時までということになっているので、18時半から、それ以降に関しては、19時を過ぎたところでも、18時半からの300円だけなのですが、今後、18時半から19時で300円、さらに、19時から1分でも遅れたら、300円プラスで、600円になるのか、現在のように、18時半から、それ以降に関しては、もう、ずっと300円ですよとするのか、どういうふうに考えていますか。

(法人) まず、開所時間については、19時までであれば、19時を原則にさせていただいて、あと、今おっしゃっているように、信頼関係しかないと思うのですよね、時間的なものについては。

それが、恒常的に遅れたり、いわゆる、理由もなくということであつたら、保育士も、当然、19時からということについても、帰れなくなりますし、明日の業務にも支障がありますので、まず、閉所時間が、19時ということについては、19時を厳守していただくと。

(保護者) 19時を超えた場合の、ペナルティーは、取ろうと思っていますか。

(法人) ペナルティーというのも、それは、信頼関係があれば。

(保護者) すぐに信頼関係は、ないじゃないですか。4月以降からは。

まだ、これから、構築されていくものなので、4月からの19時以降については。

(法人) 理由があつたからと言って、19時半までというのも。

(保護者) それはないけど、1分、2分はあり得る話じゃないですか。

- (法 人) そこは、しっかり、19時を守っていただいて。
- (保護者) 1年間は、とりあえず、「気を付けてね」だけで終わりですか。
- (法 人) ですから、そこは、恒常的に遅れたり、ということでしたら、本当に、お預かりできないということにも、なりかねませんので、そこは、信頼関係でさせていただけたらと思いますし、ペナルティーを定めようとは、考えていません。
- (保護者) ペナルティーは考えてない、とりあえずは。
あと、鮎川保育所は、延長保育料を18時半に、アラームが鳴るのですね。
それまでに、子どもを受け取れば、延長保育料は発生しないんですが、3園の中で、どこか分からないのですが、アラームというか、18時半に、施設内にいたら、延長保育料が発生すると聞いたのですが。
- (市) 既存の3園の話ですか。
- (保護者) そうですね、今の「おとのは」とか。
- (法 人) それは、受け渡しをしても。
- (保護者) 施設内にいたら。
- (法 人) ですから、仮に、受け渡しをして。
- (保護者) 出ていかずに、ここに、ちょっとでもいたら、取られるということを知ったので。
- (法 人) そんなことは、ないです。
- (保護者) じゃあ、18時半に、子どもを受け取ったら、鮎川の場合は、アラームが鳴り続けるのですね。
アラームが鳴っている間に、子どもに触れたらセーフなのですよ。それで、よろしいですか。
- (法 人) はい、結構ですよ。
- (保護者) お願いします。
- (市) 19時以降も、ペナルティーはないとおっしゃっていただいたのですが、19時を過ぎた場合の対応についても、例えば、今の公立の1回300円を引き継ぐというような検討をいただいていた方がよいかも知れないので。
- (法 人) それは、また、言ってください。
- (保護者) 1回目は注意で、信頼関係の構築ということで、4月以降も、三者協議というのは、続くじゃないですか。
その時に、法人から、しつめの悪い親がいるということを言ってもらったら、こうしようということになると思うので、その時は、

法人から、困った保護者がおったら、そこは、言っていたら、話ができると思うので、困った保護者のことがあれば、言うてください。

(議 長) 一定、公立を引き継いでもらうという大前提がありますので、やっていたら、信頼関係を見る中で、やっぱり、恒常的な部分が見えてきたり、少し、イレギュラーな部分がありますということでしたら、逆に、法人の方から、このテーブルに上げてもらって、協議するというのも可能だと思うので、それは、また、法人の様子を見ていただいて、提案していただくということにしていきたいと思います。

では、今は、 、 、 までいきましたけれども、一旦、ご質問もございましたので、この までで、何か、他にあれば、ここで承りたいと思いますけれども、もし、なければ、次に進めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(保護者) 【異議なし】

(議 長) では、次、 からお願いします。

(法 人) 次に、大きな2の から につきましては、現状をしっかりと把握し、引き継ぎたいと考えておりますし、移管条件でもございますので、その履行については、しっかりと守っていきたくて考えております。

(保護者) 「豊原」では、内科健診、歯科健診、眼科検診、耳鼻科検診、皮膚科の健診はやっていますが、その他、鮎川でやっている、毎月の体重測定と身長、ぎょう虫検査2回、尿検査、視力検査、聴力検査の方も、そのまま引き続きで。

(法 人) そうですね。

聴力検査も、機械が、役所で貸していただけるということなので。

(保護者) 5年間は、貸してもらえるとということですね。

(市) そうです。

(法 人) だから、「豊原」も、「山水」も貸してほしいなど。

(保護者) 言ったら貸してくれないのですか。

(市) 民営化したところだけ、貸出しています。

(法 人) 高いのです、あの機械。

(市) 取扱注意なので、自転車に乗ってガタガタとかも駄目です。

(保護者) 民営化して、その後、協定期間を過ぎても、貸してくれるのですか。協定期間が終わったら、終了ですか。

(市) そうです。

- (議 長) 他に、何か、ご意見等ございますでしょうか。以降のところでもよろしいでしょうか。
- じゃあ、この項目は、これで終了させていただきたいと思います。次ですね、案件(6)ですけれども。
- (保護者) ちょっと待って、は、「おとのは」でも、「豊原」でも、登所して、すぐに検温されていますよね。
- (法 人) はい。
- (保護者) 鮎川ではしてないのですが、しなくていいのですか。
- (法 人) ですから、これは、当然、引き継ぎますし。あと、当然、しっかり見させていただきます。
- (市) ただ、基本は、お家ではしてきてくださいねというのがあります。
- (保護者) してくるけど、別に、ノートに記載は、今、してないです。
- (市) 乳児はしているので、そこは引き継いでいただいて、幼児も、インフルエンザが流行った時は、お願いしていましたけれども。
- (法 人) それは、0、1、2歳ですか。
- (保護者) 0、1歳だけですよね。
- (法 人) 0、1歳については、家でしていただく。
- (保護者) すいません、3歳も、今、していますよ。ノートに書くところがあるので、毎日、書いています。
- (法 人) できれば、いわゆる、検温は、子どもたちに、毎日やってほしいですね、健康状態。
- 明らかに元気であれば、別ですけれども、特に、0、1、2歳の場合は、最低、お家ではやっていただく、というのは、もし、やってこなくて、預かって、おかしいなと思って、検温したら、すぐに帰ってきてくださいということにも、なりかねませんので、やっぱり、しっかり働いていただく、しっかりお預かりするということは、子どもをしっかり見させていただきたいというのがありますので、やっぱり、検温というのは、特に、0、1、2歳については、大事ですし、また、3、4、5でも、本当に、風邪が流行ったり、色々、そういうときには、食欲があっても、やっぱり熱で、途中で帰って来てくださいますということにもなりかねませんので、子どもたちの健康管理については、ご家庭で、そういうことに、ご配慮いただければと思います。
- (保護者) それは、3月位に、言ってください。
- あと、「おとのは」では、平熱の0.5度、上がれば、お迎えの要請がある。その子どもの平熱から0.5、その子どもが36度であれば、

36.5度で。

(法人) それは、どういう意味かと申しましたら、実際のところ、37度という設定ラインについても、平熱が低いというお子さんがいらっしゃるのです。

(保護者) ありますけど、とりあえず、公立では、37.5度で、保護者に電話、38度で、お迎えというふうになっているのですが、この部分も引き継いでいただけますか。

(法人) それは、あくまでも目安にさせていただいて、明らかに。

(保護者) ぐったりしていない限りは、37.5度以上でよろしいですか。

(法人) それは、結構です。

ですから、子どもの様子というのは、きちっと測ってということではなしに、やっぱり、熱があろうが、なかろうが、これは緊急を要するということでしたら、本当に、ご迷惑でも、お電話させていただきますし、きちっと、子どもたちの成育、環境、今日に至るまでというところを、きちっと、把握できるまでは、そのところは、しっかり、確認させていただきたいと思っています。

(市) この37.5度、38度、基本は、ここなのですが、子どもさんが、お一人おひとり、平熱の違うところがあって、今、看護師とか、担任とかで、把握をさせていただいています。

だからと言って、この記載というのは、すごく難しいものがございまして、基本は、これですが、大体、皆さん、平熱36.2、36.3度じゃないかなというところで、させていただいていますので、今では、低体温の子どもさんも、たくさん居ますので、37.5度にならないときでも、お電話させていただきますし、ノロとか、ロタとか、流行っている場合は、熱はないのですけれど、下痢が続いたときとか、もどしたときとか、色々な状況で、お電話させていただいていると思いますので、それは、そのまま、こちらの園長先生になれる方、主任の先生の方、それから、看護師が決まったときには、丁寧に、個人的ところも引き継ぎさせていただきたいと思います。

この基本は、今、理事長がおっしゃったように、色々なところがあるけれども、これだから、この子にとって、こう、この子にとって、こうという訳ではないので、ただ、市の方としましても、一定のラインという部分はいると、これが目安というところではありますので、そこをご了解いただきたいと思います。

朝の検温につきましても、今年は、残暑が厳しかったので、シャワーもだいぶ、例年よりも、後までやっていたと思います。

それで、全ての子どもがシャワーをすることに関しては、体温を書いていたかと思えますので、3歳も、していただいています。

今後、日常的になれば、0歳から2歳までと、公立の中でも、そういうことになってくると思いますが、ただ、朝、ここに来て、検温するということになりますと、お母さん、お父さんに、送迎時、余裕を持って来ていただかなければいけないということも、今後、出てくると思いますが、それは、法人の方で、どういう方向が、子どもさんの安全管理ができるかということも、保護者の方にご理解を得て、やらなければいけないところも出てきますので、それは、もうちょっと、こちらの方と、鮎川の現状とも、すり合わせをさせていただいて、また、ご検討いただいた上で、お返事ということによろしいですか。

(保護者) あと、のキャップ研修、交通安全教室、毎月の避難訓練は、そのまま、引き続き、行っていただけますでしょうか。

(市) 研修につきましては、市の方で見直しをさせていただいています。

その中に、キャップ研修というのも、10年間、一通りやってきたところで、どうやって子どもたちに伝えていくかというところが、検討課題に入っていますので、もしかしたら、来年度、他の公立では、キャップ研修を終了するかも知れない。

まだ、結論は出ていません。

そういうことになりましたら、今年度は、キャップ研修もやっておりますが、来年度、他の公立がないというときに、しないことになるかも知れません。

(保護者) 補助金は、出ないのですか。

(市) 例えば、最初、民営化させていただいたときの中条とか、あいの三島のときに、保育内容の中で決めさせていただいたときには、遠足の見直しをさせていただきまして、3歳のバスの遠足というものを、やはり、交通事情上、危ない、皆さん、シートベルトをしてとか、色々なことがありまして、一定、違う保育の内容を検討させていただきまして、民営化の次の年から無しになったのです。

だから、そういうところの部分では、もし、こちらの部分で、来年度のことについて、公立でしなくなったときは、鮎川は、現状を引き継ぐということになったら、キャップ研修は、引き継ぐことになるのですけれども、今年の公立の現状を引き継ぐということになればですが。

- (市) 公立がやめるので、基本は、それにならうので、なくなります。
例えば、公立に、避難マニュアルというのがあるのですが、
随時、見直ししていますので、その見直しがあった時点で、民営化
した保育園には、お渡ししますので、その時点から、そういう取り
扱いが変わりますし、そういう形になっていきます。
- (保護者) キャップ研修って知っていますか。(保護者に対して)
変質者やおかしな人が居たときに、どういうふうに声を出します
かっていう、自分の身を守る方法を教えてくれる研修なのです。
今、子どもの塾通いとか、一人で歩くのに、やっぱり、自分の身
の守り方って、親がなかなか教えてあげられないので、研修という
形で、やってくれているんですね。
だから、きっちりと親が、我が子に対して、身の守り方を教えら
れないじゃないですか、それだったら、一回でも、身の振り方を。
- (法 人) 私どもも、今年度にやめようと言うことで、それに、今まで研修
を受けてきていますので、先生たちが、その分を吸収しているので、
先生たちが教えて、やっていこうということ。
- (保護者) 先生たちがやっていくのですか。
- (法 人) はい。そういうふうなことで。
- (市) 公立の方は、研修としては、一定、無くなるかも知れないけれど、
その分、私たちが10年以上やってきたものを、子どもに返す、また、
保護者に返すというところでは、例えば、5歳のクラス懇談会の中
に、保護者の中に、こういうことはっていうことは、一緒に勉強で
きる機会はできるかなというところもあって、やっている内容が全
部、無くなるという訳ではなくて、違うものに変えていきたいとい
う想いがありますので、このまま、講師を呼んで、やるというよう
な形式は、無くなるかなと思っています。
- (法 人) 十分に吸収しているので、年長のクラスで、十分にできるという。
- (市) だから、そこは、公立として一定、終了させていただいて、その
知識を持って、こちらの方で、そういうことを考えられるときがあ
ったら、法人にもありますけど、引継保育士にもありますので、そ
ういうところで、5歳のところの部分では、お伝えはできるのかな
と思います。
- (保護者) 交通安全教室は、補助金とは関係ないですね。
- (市) 関係なしで、私立を含めて、全部でやっています。
- (市) 毎月の避難訓練なのですが、これは、義務付けされています
ので、これは、どこの園でも実施されています。

(議 長) 一定、「三者協議を行う前に」というところで、議案を進めております。

今までの件も含めて、結構ですが、ここまでのところで、何か、ご質問ございませんでしょうか。

(保護者) なし。

(議 長) 予定の時間が、11時30分ということで、近づいております。

それで、あと、残る案件は、本日、予定しておりました「保育内容等の確認事項について」ということがございます。

これは、ちょっと、ボリュームのある分でございます。

このところを、一定、12時までは、できますけれども、これも、皆さんと協議をさせていただいて、今日、途中までで終わるのか、また、今日は、これで、一旦、終わっておいて、次回のときに、これを1からするのか、どうさせていただいたらよろしいですか。

(保護者) 園長候補の件がありますので。

(市) 進め方だけ、整理をさせていただければと思います。

(議 長) それでは、これは、次回ということにさせていただいて、よろしいですか。

(保護者) はい。

(議 長) では、次回、進行するにあたっての、大前提となる進め方だけ、ご説明させていただきます。

(市) 基本的には、移管先法人が、現状をしっかりと把握をさせていただいて、引継ぎをしていただくということで、今、お約束をいただいております。

左側が、鮎川の現状と保護者の方が確認をしたい事項ということで、いただいたものを整理させていただいたものです。

右の欄の方が、山善福社会及び市からの回答の方もございますので、そういう形でまとめさせていただいております。

この右側の欄にある「現状どおりとします。」でありますとか、「現状をしっかりと把握し、引き継ぎたいと考えています。」という部分の項目があります。

この項目については、全てを、移管先法人に、こういう内容ですというふうに、しっかりとお伝えしていない部分もございますので、そういうところをしっかりとお伝えさせていただいて、引き継ぎをさせていただけるということですので、協議の案件とはしないというふうにしたいと考えています。

少し、変更になる所でありますとか、何か、ご説明が必要な部分

につきましては、協議の対象としたいと考えております。

そういうことについても、少し、事前に、お話をさせていただいて、保護者の方は、現状どおりとしますというふうにしても、その中でも、どうしても、この部分については、お聞きしたいというような項目があるかも知れないです。

その部分については、ご質問してくださいということで、願いをさせていただいておりますので、次回までに、それを一定、整理をさせていただいて、ここから、案件を絞った形でさせていただければと思うのですけれど、いかがでしょうか。

(保護者) まず、引継保育が、始まっていないので、個人マークと言われても、分からないじゃないですか。

何だったら、1月以降でもいいですけどって、感じですけどね。

経験もしていないのに、言われても、さっぱり分からないと思うので。

(市) 名前天使というシールブックを活用してということで、現状を記載。

(保護者) 言われても、さっぱり分からないでしょ。

(市) 子どもたちのシンボルマークだということは、随時、色々なところで、お伝えさせていただいていますし、できれば。

(保護者) どこまでを法人に伝えているか分からないので、削除されても困るなと思って、引き継ぎしてもらってからですね。

(市) こういうことをお伝えしましたよというのもあるかなと思って。

(市) それでは、ここから、次回の案件にしましょうという部分については、もう一度、整理をさせていただきませんか。

(保護者) そうですね。

(市) それでは、市の方と保護者会会長と、少し、お話をさせていただいて、ここから、次回の案件を絞り込ませていただいて、整理をさせていただくということで、例えば、この月には、ここからこの部分、この部分については、現状どうなっているかという整理をさせていただきながら、進めさせていただくということで、よろしいでしょうか。

(保護者) はい。

(市) それでは、そのような形で、また、打合せの方、よろしく願います。

(議長) そうしましたら、次回、11月9日(土) 午前10時からということで、また、開催をさせていただきたいと思いますので、今回は、

事前に会長の方と担当の方で、もう少し、調整をさせていただいて、この案件「(6)」に残っています「保育内容等の確認事項について」ということを議題に、進めてまいりたいと思います。

本日は、長時間にわたりまして、ご協力をいただきまして、本当に、ありがとうございました。

また、次回も、皆様のご協力をいただきながら、円滑に進めていきたいというふうに思っておりますので、今後とも、よろしくお願いしたいと思います。

本日は、どうも、ありがとうございました。